平成２５年（フ）第１４９８号
東京都世田谷区大蔵６丁目18―７―410
破産者　養父　清志
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６０５号
東京都豊島区西巣鴨１丁目14番６号
破産者　城北包装株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６０６号
東京都豊島区上池袋１丁目39―12―601
破産者　土橋　達夫
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６２３号
東京都品川区西中延１丁目３番17号
破産者　有限会社日本漫画学院
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６２６号
東京都品川区中延２丁目１－２―104
破産者　木村　大介
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６２７号
東京都品川区平塚３丁目13―10―201
破産者　木村　圭太
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６５９号
東京都杉並区成田西２丁目12番25号
破産者　有限会社スパイラル
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６０号
東京都板橋区中板橋26―５、住民票上の住所
東京都板橋区板橋２丁目19番５―410号
破産者　池田　明和
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８６号
東京都港区麻布十番２丁目12番５号
破産者　有限会社クオリティー・ジャパン
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８９号
東京都江戸川区江戸川１丁目１番地
破産者　さくら建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６９０号
千葉県長生郡白子町関50―16
破産者　渡邉　由香（旧姓百瀬）
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７０１号
埼玉県川口市大字戸塚4209番地
破産者　株式会社プレシェント
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７３４号
東京都世田谷区給田５丁目15番25号
破産者　有限会社インテリアマツシタ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７３５号
東京都世田谷区成城８丁目31―14―203
破産者　松下　有一
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８２号
東京都江戸川区小松川３丁目５番５号
破産者　有限会社小沼運送
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８３号
東京都江戸川区小松川１丁目２－２―1007
破産者　小沼　徳幸
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８４号
東京都江戸川区小松川１丁目２－２―1007
破産者　小沼　俊江
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８６号
東京都府中市宮町１丁目21番２号　ライオンズタワー府中508
破産者　有限会社ティ・エス・セラミックス
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８７号
東京都府中市天神町２丁目２―10―103
破産者　横山　　茂
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８８号
東京都港区新橋３丁目１番10号
破産者　株式会社ベストコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７８９号
東京都西東京市新町３丁目３－５
破産者　輕澤　　仁
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８０４号
東京都目黒区目黒２丁目２番８号
破産者　株式会社アトラ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部